

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和7年8月29日付け、人第462号で行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和7年8月11日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の（1）及び（2）に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（1）令和6年9月以降以降、農林水産部職員に対して実施された聞きとり調査に関する一切の記録（調査日時、対象者、質問事項、回答内容、調査結果等を含む）

（2）本件事案に関する処分検討資料及び判断根拠に関する文章

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、上記1（1）及び（2）に該当する公文書をそれぞれ次の（1）及び（2）の公文書と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和7年8月29日付けで審査請求人に通知した。

（1）令和6年9月以降、〇〇〇〇土地改良区に関する耕地課の対応について、人事課が農林水産部職員に対して実施した聞き取り調査に関する一切の記録（調査日時、対象者、質問事項、回答内容、調査結果等を含む）

（2）上記事案に関する処分検討資料及び判断根拠に関する文章

3 本件処分において実施機関が掲げた非開示の部分及び理由は、次のとおりであった。

（1）非開示の部分

ア 2（1）のうち個人に関する情報

イ 2（2）のうち処分検討資料

（2）理由

ア 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。

イ 作成していないため保有していない。

4 審査請求人は、令和7年10月3日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分のうち、次の（1）に掲げる部分を取り消すこと及び（2）の開示決定及び（3）の再検討を求める審査請求を行

った。

- (1) 上記2(2)について「作成されていないため保有していない」として不存在決定とした部分
- (2) (1)について、改めて適切な探索を行った上での開示決定
- (3) 「個人に関する情報」として非開示とされた部分について、部分開示の再検討

5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和7年11月13日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分について、実施機関は、その決定のうち、第2の4(1)の部分を取り消すことを求める。また、第2の4(2)及び(3)を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 不存在決定の不当性について

ア 行政文書の作成・保存義務違反の疑い

(ア) 岡山県庁文書規程（昭和38年岡山県訓令第18号）第2条が事務を文書等により処理することを「原則とする」と明記している以上、文書化しない場合には合理的な理由が必要であり、単に「文書を作成していない」という事実のみでは、この原則からの逸脱を正当化することはできない。

(イ) 職員に対する懲戒処分は、当該職員の身分、給与、名誉等に重大な影響を及ぼす極めて重大な行政処分である。このような重要な行政行為を行う際には、処分の適正性を担保し、事後の検証を可能とするため、文書が通常作成されるべきである

イ 探索の不十分性

(ア) 本件処分では、「作成されていないため保有していない」とされているが、どのような方法で、どの範囲について探索を行ったかの具体的説明がない。

(イ) 実施機関は、探索が適正であったことの具体的な説明を一切していない。

(2) 個人情報非開示決定の過度な適用について

条例第7条第2号は、個人情報の保護を規定しているが、同時に部分開示の原則も定めている。特定の個人を識別する部分を除去することにより開示可能な情報については、可能な限り開示することが条例の趣旨である。聞き取り調査に関する記録についても個人を特定できないよう加工すれば開示可能と考えられる。

第4 実施機関の説明要旨

1 審査請求の理由に関する説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

(1) 不存在決定の妥当性について

ア 行政文書の作成及び保存義務について

(ア) 文書の作成については、岡山県文書規程第2条において「事務は、文書等によって処理することを原則とする」とされており、事務のすべてを文書で義務づけた規定はない。また、文書の保存については、岡山県文書規程第33条及び岡山県庁文書保存分類表（昭和38年岡山県訓令第20号）において、文書の分類に応じて1年から30年までの保存年限が定められており、これに従い処理することとなるが、作成していない文書を保存することはできない。

(イ) 審査請求人から人事課に対し、〇〇〇〇土地改良区に関する耕地課職員の対応について、主に懲戒処分を求める旨の電話・文書が寄せられていたことを受け、令和6年9月に人事課から農林水産部に対し、当該職員の対応を確認できる文書の提供を求めたところ、農林水産部から審査請求人に開示した文書の提供があった。当該文書により、耕地課職員の対応状況の把握と、処分に向けた検討を要するか否かの判断が可能であったため、人事課において新たな文書は作成していないことから、開示しない理由としてその旨記載したものである。

イ 探索の妥当性

(ア) 上記ア（イ）のとおり、作成していない文書の探索はできない。

(イ) 岡山県行政組織規則（昭和41年岡山県規則第32号）第18条第1項において、職員の懲戒に関することは人事課の事務とされており、人事課以外の「総務部」又は「当該職員の所属部署等」が職員の懲戒等処分に係る文書を作成することはない。

(2) 非開示部分の妥当性について

本件処分により開示された文書は、協議録となっており、発言者の個人名等が記録されている。この部分を条例に照らすと、第7条第2号の個人に関する情報に当たることは文理上明らかであるため、同号の規定により当該部分を非開示としたものである。

2 審査請求人の主張に関する説明要旨

(1) 審査請求人は、第2の4（2）のとおり、改めて適切な探索を実施した上での開示決定を求めているが、審査請求人から本件開示請求が行われた際、保有する文書は適切に開示しており、改めて適切な探索を行う必要はないと認識している。

(2) 審査請求人は、第2の4（3）のとおり、「個人に関する情報」として非開示とされた部分について、部分開示の再検討を求めているが、本件処分により開示された文書は、1（2）のとおり条例第7条第2号の規定に文理上明らかに該当する部分を非開示としている。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第2の2（1）及び（2）の公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

（1）条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 略

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び土地開発公社の職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

三～七 略

（2）条例第11条は、開示請求に対する決定等について次のように定めている。

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

3 本件対象公文書の特定について

審査請求人は、第3の2(1)のとおり、岡山県庁文書規程第2条が事務を文書等により処理することを「原則とする」としていること、重大な行政処分を行う際には、文書が作成されるべきであること、本件開示請求における文書の探索について、方法、範囲及び適正であったことについての具体的な説明がないこと等を理由に、第2の3(1)イを非開示部分とする決定の取消しを求めている。

一方で、実施機関においては、岡山県文書規程第2条は事務のすべてを文書で処理することを義務づけた規定ではないこと、審査請求人に開示した文書によって処分に向けた検討を要するか否かの判断が可能であったことから人事課において新たな文書を作成していないこと、作成していない文書が探索できないこと、岡山県行政組織規則第18条第1項の規定により、職員の懲戒に関する事務は人事課の事務とされていることから、人事課以外の「総務部」又は「当該職員の所属部署等」が職員の懲戒等処分に係る文書を作成することはないことを理由に、本件処分を行った旨を主張している。

これらの主張及び説明を踏まえて審査したところ、審査請求人に開示した文書により人事課において耕地課職員の対応状況の把握と処分に向けた検討を要するか否かの判断が可能であったため新たな文書を作成していないとする実施機関の主張については、特段、不自然な点は認められず、本件対象公文書のうち処分検討資料が存在していない以上、この点について不合理とまではいえない。

また、審査請求人は探索の方法について方法、範囲及び適正であったことについての説明がないとするが、職員の懲戒に関することは人事課の事務とされており、人事課以外の「総務部」又は「当該職員の所属部署等」が職員の懲戒等処分に係る文書を作成することはないとする実施機関の主張については、特段、不自然な点は認められず、本件対象公文書のうち処分検討資料が存在していない以上、この点について不合理とまではいえない。

以上から、実施機関の判断は妥当と認められる。

4 本件開示請求に係る公文書の非開示理由の妥当性について

条例第7条第2号は、上記2(1)のとおり規定されている。実施機関が同号に該当するとして非開示とした情報について、当審査会においてインカメラ審理により見分し、条例で定める非開示情報に該当するか否か検討したところ、本件処分によって非開示とされた情報は実施機関が主張するとおり、個人名又は個人を特定する情報に限って非開示とされているものであることから、実施機関の判断は妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、第2の4(2)のとおり、改めて探索した上での開示決定を求めるが、上記3のとおり、探索についての実施機関の判断は妥当と認められるため、審査会の判断を左右するものではない。

(2) 審査請求人は、第2の4(3)のとおり、個人に関する情報として非開示とした部分の再検討を求めるが、上記4のとおり、当審査会におけるインカメラ審査により非開示部分における実施機関の判断は妥当と認められることから、審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を一部開示した本件処分は妥当と認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年11月13日	実施機関から諮問を受けた。
令和7年12月23日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和8年2月27日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和8年3月26日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和8年4月24日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和8年5月25日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
伊 藤 健	岡山大学学術研究院 社会文化科学学域・法学部講師	
豊 田 ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学名誉教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。